



次の建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第10条第3項の規定に基づく除却の措置を命ぜられるべき者を確知することができないため、同条第4項の規定により準用する法第9条第11項の規定に基づき公告する。

令和7年2月5日

宮崎市長 清山 知憲



記

1 対象となる建築物の概要

別紙のとおり

2 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

対象となる建築物の除却

3 措置が必要となる理由

対象となる建築物は老朽化が進み、損傷が著しく崩落又は倒壊するおそれがあり、敷地周辺及び通行人等への安全確保が困難なことから、著しく保安上危険と認められるため。

4 措置の期限

令和7年2月21日

措置の期限までに当該措置を行わない場合は、法第9条第11項の規定に基づき市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下、「市長等」という。）が当該措置を行う。

5 動産の取扱い

対象となる建築物の内部及びその敷地内に存する動産については、措置の期限までに適切に搬出し、処分すること。措置の期限を過ぎても残置されている場合は、所有権を放棄したものとみなし、市長等が当該措置により発生する動産（廃材）とともに廃棄物として処分を行う。

動産等に権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

宮崎市都市整備部建築行政課

電話 0985-21-1813

建築物①（登記簿）

所在地 宮崎市橘通西二丁目117番地8
家屋番号 117番8の2
種類 店舗・居宅
構造 木造瓦葺2階建
延床面積 19.82㎡

建築物②（登記簿）

所在地 宮崎市橘通西二丁目117番地9
家屋番号 117番9
種類 便所・事務所
構造 木造瓦葺2階建
延床面積 26.44㎡

建築物③（未登記）

所在地 宮崎市橘通西二丁目117番地9
家屋番号 無し
種類 屋根（共有通路部分）
構造 木造
延床面積 不明

建築物④（登記簿）

所在地 宮崎市橘通西二丁目117番地20
家屋番号 117番20
種類 店舗・居宅
構造 木造瓦葺2階建
延床面積 19.82㎡